

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

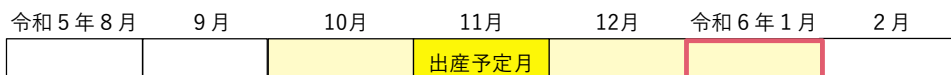
免除内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が免除されます。



※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が免除されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。
- 当制度を適用してもなお課税限度額に達している世帯につきましては、税額は変わりませんのでご了承ください。

届出時に持参する書類

- ①母子健康手帳など
- ②届出をされる方の本人確認書類

届出先

平内町 健康増進課 国民健康保険係 TEL 017-718-0019